

児童生徒の水難事故防止の徹底

1 水難事故防止に関する基本的な考え方

- (1) 児童生徒の水難事故の防止に関する心得を十分に指導し，P T Aなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。
- (2) 児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときは，必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに，事前に行き先，帰宅の予定時刻，同行者等を家庭に知らせるよう習慣付けること。
- (3) 児童生徒の発達段階に応じて，水泳等に関する事故の危険を想定し，自ら回避することができるよう，日頃から危険予知・危機回避能力の育成に努めること。
- (4) 学校周辺にある海，堤防，河川，河口付近，湖沼池，側溝，用水路，プール，ダム，港及びその他の遊泳禁止区域など，水難事故発生の恐れがある場所について市町，警察署，消防署，保健所等との協力により点検等を行い，事故防止のための万全の安全確保処置を講ずるとともに，それらの危険箇所を安全マップに記載すること。また，児童生徒に危険箇所を示すなど具体的な安全指導を行うこと。

2 児童生徒への水難事故防止に関する指導内容

- (1) 児童生徒が興味本位で遊泳禁止の海や湖沼，雨後の増水した河川，側溝，用水路に近寄り，水難事故に巻き込まれる事例が多発しているので，児童生徒の特性に応じた安全指導を行うこと。特に，河川では，雨が上がっても，2～3日は流れが速くなっているので十分に注意するよう指導すること。
- (2) 海岸（遊泳区域）で泳ぐ場合は，離岸流（波打ち際から沖合に向かってできる潮の流れで，幅10メートル前後の局所的にできる強い引き潮）の危険性等を知り，離岸流に留意しながら，安全に遊泳すること。
- (3) ため池や貯水池，滝つぼ等，立ち入り禁止箇所では，流れが速かったり，滑りやすい場所や深くなっている場所があったりすることから，絶対に泳いだり，魚釣り等をしたりしないこと。

3 保護者への水難事故防止に関する指導内容

- (1) 児童生徒の水遊びや水泳には，必ず保護者や引率者が付き添うこと。
- (2) 不意に溺れた時は姿を見失いがちになるなど，大人が目を離したすきに事故に遭うことが多いため，水泳中や水遊び中，水辺にいる児童生徒からは，絶対に目を離さないこと。
- (3) 児童生徒には，できるだけライフジャケット（救命胴衣）を着用させること。
- (4) 危険な場所や児童生徒だけでの水遊びを見かけたら自分の子どもでなくても声かけを行い，注意喚起すること。
- (5) キャンプをする際には，気象状況や上流ダムの情報等に注意すること。特に，河川上流域での水遊びは，安全を最優先し，大人と一緒に行動すること。